

新型コロナウイルス感染予防対策
三原市芸術文化センターポポロ

利用者ガイドライン

2021年10月15日～

このガイドラインは、諸室利用者も対象となります。
広島県の指針等により、内容は随時変動してまいりますことをご了承下さい。

目次

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策チェックリスト、および同意書	3
1、利用条件について	4
2、主催者様に協力を求める具体的な感染予防策	
2-1 公演前の対策	5
①入場制限	
②来場者との関係	
③公演関係者との関係	
2-2 公演当日の対策	5
①周知・広報	
②来場者の入場時の対応	
③会場内の感染防止策	
④公演関係者の感染防止策	
⑤感染が疑われる者が発生した場合の対応策	
⑥物販	
⑦来場者の退場時の対応	
2-3 公演後の対策	7
3、感染予防対策用備品など	8
資料	
ホール 客席配置参考例	9
出演者の立ち位置 1mソーシャルディスタンスの参考例	10
公演関係者名簿例	11
来場者名簿例(主催者様用)	12
巻末「別紙」	

三原市芸術文化センター

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策チェックリスト

新型コロナウイルスの集団感染予防の為、施設利用にあたり、以下の内容をご確認のうえチェックを入れてください

1. 広島県及び、三原市の施設利用指針に沿った使用を遵守してください
 - 「申し込み時」ではなく「施設利用時」に打ち出されている三原市の施設利用指針に従います
(コロナ感染症拡大予防にかかる施設利用の指針は動向により変動いたします)
(来場者の人数が制限される場合があります)
 - 可能な限り密を避けるため、間隔をはなした座席配置に努めます

2. 公演の開催に関わらず、ホールをご利用の際は、以下のことを遵守してください
 - マスクを着用します
(出演者、来場者、スタッフすべてにおいて)
 - 体調管理をします
(ご自身での検温・体調に不安のある場合は来館を控えてください)
 - 手指の消毒の徹底をします
(ポポロでも消毒液はご用意いたしますが、必要に応じて主催者にてご用意ください)
 - 可能な限り三密を避けるための注意喚起に努めます
(事前に関係者への周知、当日場合によっては口頭での注意をしてください)
 - 万が一感染が発生した場合に備えて、公演ごとに使用者全員の連絡先の把握に努めます
(主催者、出演者、主催従事者の名簿の作成・保管をお願いします。
状況により、保健所等への提出をお願いする場合があります)

以上の内容をご確認いただき、同意の上でご署名をお願いいたします

年 月 日

団体名

代表者名

1、利用条件について

- ① 広島県および、三原市が発表しているガイドラインを遵守し、イベントを開催してください。
※【別紙】参照
- ② マイクを使用したり、会話程度の利用は、演者と客席の距離を確保してください。声を張り上げたり、楽器演奏をする場合は、十分な距離を確保してください。舞台上での出演者同士の身体的距離を考慮したうえで、公演を行ってください。
- ③ 合唱など声を出さず公演は、可能な限り1m以上の距離を確保してください。距離が確保できない場合は、飛沫防止パテーション、合唱用マスク等を主催者で用意し感染防止に努めてください。
- ④ 展示会や、販売など、来場者数が予測できないイベントは、来場者同士が接触しないような対策を講じてください。イベント当日、来場者が定員を超えそうな場合は、人数制限をするなどの対策を講じてください。入場できない来場者が出た場合、密にならない場所へ来場者を誘導するなどの対策を講じてください。
- ⑤ 各施設の定員は、【別紙】「ポポロ収容人数目安一覧」を参照してください。
- ⑥ 「三密」対策等は、【別紙】に準ずる対策を講じてください。
- ⑦ 換気のため、ホール舞台・客席ともに空調は常時運転し、停止は行いません。
- ⑧ 飲食をともなうイベントは【別紙】を遵守し、開催をご検討ください。
- ⑨ ゴミはゴミ袋に入れて持ち帰ってください。
- ⑩ 参加者が1000人を超えるイベントの実施は、事前に広島県に相談が必要です。

以上に同意いただきましたうえでご利用をお願いいたします。

2、主催者様に協力を求める具体的な感染予防策

2-1 公演前の対策

① 運営に関して

- ・ 公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。

(例)

開場・休憩時間の延長、入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化、入場待機列の設置等。

② 来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。

また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

- ・ 来場前の検温実施要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知してください。

③ 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。

また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

- ・ 本指針及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

2-2 公演当日の対策

① 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について主催者様にて周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

② 来場者の入場時の対応

以下の場合には、入場しないよう要請してください。

- ・ 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
- ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合 等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。

- ・ 入待ちは控えるよう呼びかけてください。
- ・ 貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は、貸し出しは行わないでください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けてください。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

③ 会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策(前後左右は空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等)に努めてください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めてください。
- ・ 客席の換気は、できるだけ常時換気し、長時間密閉する場合は、休憩時間をもうけて、最低 20 分間換気を行ってください。

④ 公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数とするようお願いします。
※各室定員は【別紙】を参照
収まりきらない場合、リハーサル室・練習室・会議室の楽屋としての利用や、楽屋使用メンバー入れ替え制などの措置をとるようお願い致します。
- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機としてください。さらに、発熱の他に、その他の体調不良の場合も、自宅待機を促してください。
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとってください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用してください。
なお、楽屋給湯室の茶器の使用はご遠慮ください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、清潔な手袋・マスクを着用して、不特定者の共有を制限してください。
- ・ 椅子、机等の機器類以外の備品は、消毒して返却してください。
※ホール客席の消毒はポポロ職員で行います。
- ・ 楽屋・諸室を利用された場合は触れられた箇所(ドアノブ・机・椅子・スイッチ等)の消毒を行ってください。

- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 飛沫感染防止の為、楽器演奏により出た水分は床に捨てず、利用者にてタオルなどを用意し拭き取りおよび処理をしてください。
- ・ 舞台袖では、大きな声での会話を慎み、不用意に袖幕・機材に触れないようにしてください。

⑤ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに公演担当者および、ポポロスタッフに連絡するとともに、主催者の指定した部屋へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、保健所へ連絡し、指示を受けてください。県東部保健所 082-513-2567

⑥ 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 物販を行う場合、最低 1m の間隔を空けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

⑦ 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼びかけてください。

2-3 公演後の対策

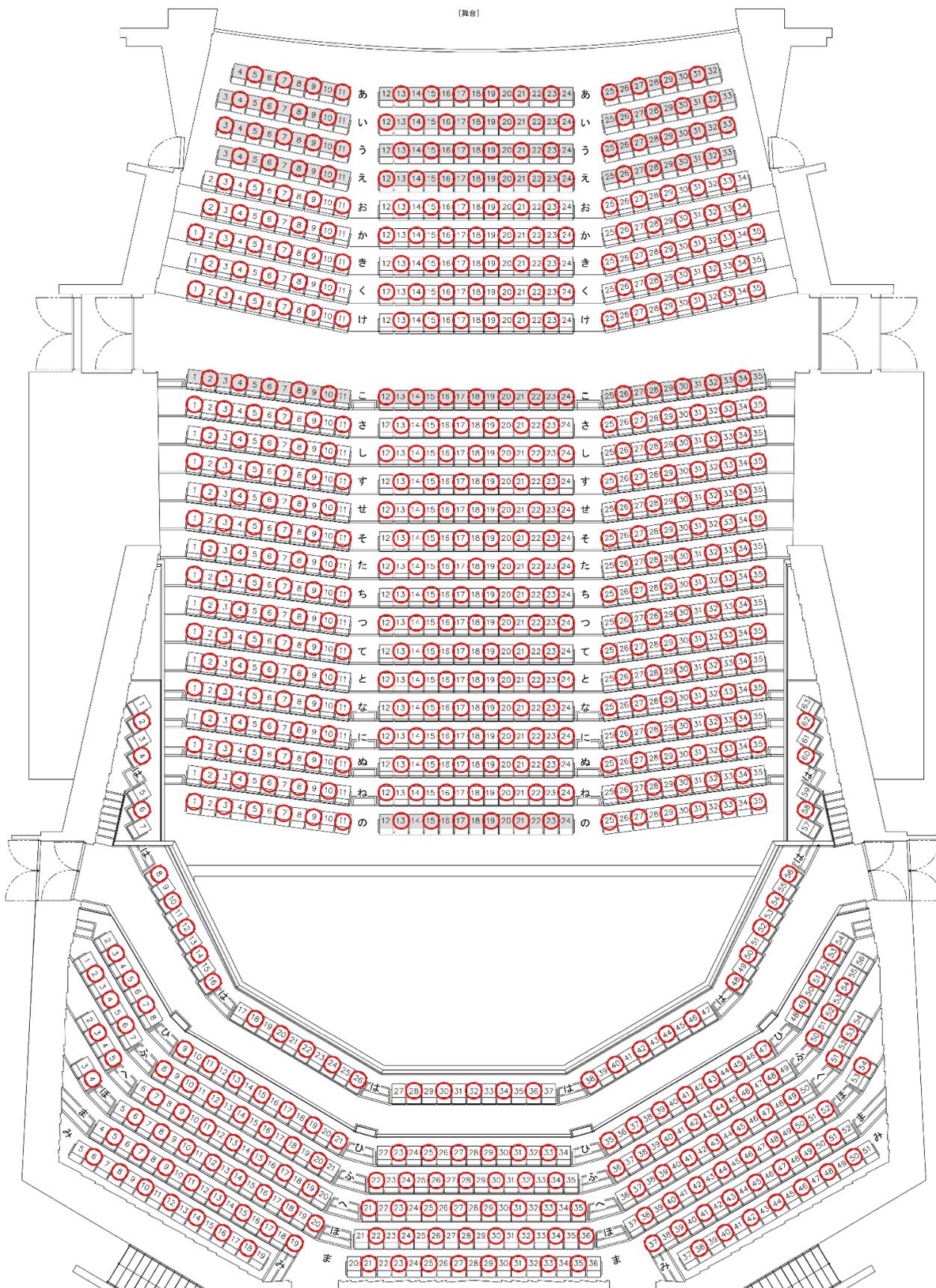
- ① 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ② 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ③ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じてください。

3、感染予防対策用備品など

- 手指消毒液について
手指消毒液はホールにて、エントランス入り口 2 ヶ所、ホール入り口各 6 カ所に用意いたします。
上記以外の場所へ手指消毒液の増設が必要な場合は、主催者様にてご用意ください。
 - 楽屋等の消毒液について
室内に消毒液を設置しています。
 - 備品の消毒液について
椅子、譜面台、机の舞台備品を消毒する消毒液は、舞台袖に用意しています。使用後は、消毒して返却してください。（ホール客席の消毒はポポロ職員で行います）
 - 検温器について
サーマルカメラ 1 台、非接触型体温計 2 台、手首検温器 3 台用意しております。ご利用ください。
- ※ 上記以外の感染予防対策用備品は貸し出しを行うことができませんので主催者様にてご準備をお願いいたします。
- マスクについて
未着用者へ主催者様によるマスク販売の場合、販売手数料は発生いたしません。営利目的の場合は販売手数料を請求いたします。

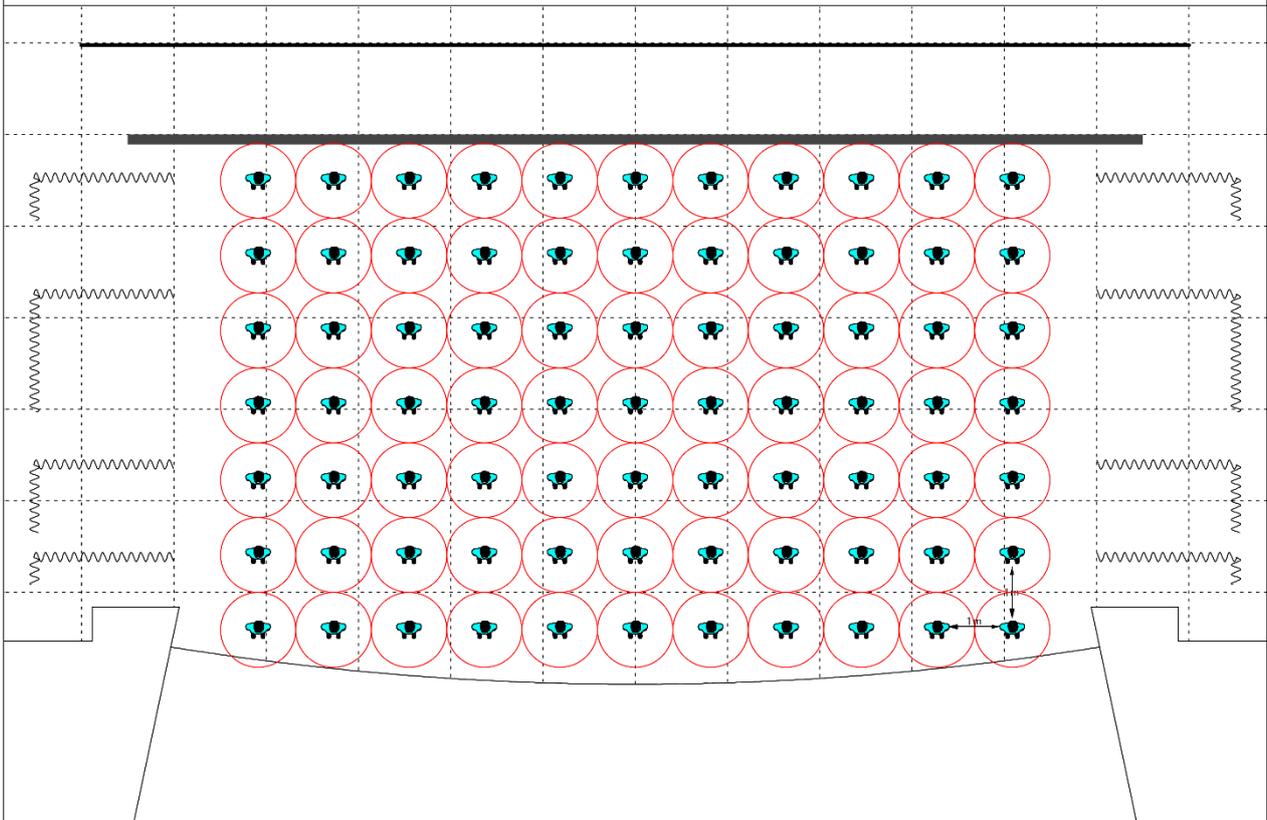
客席配置参考例 最大 600 席

1 階席 426 席 2 階席 174 席

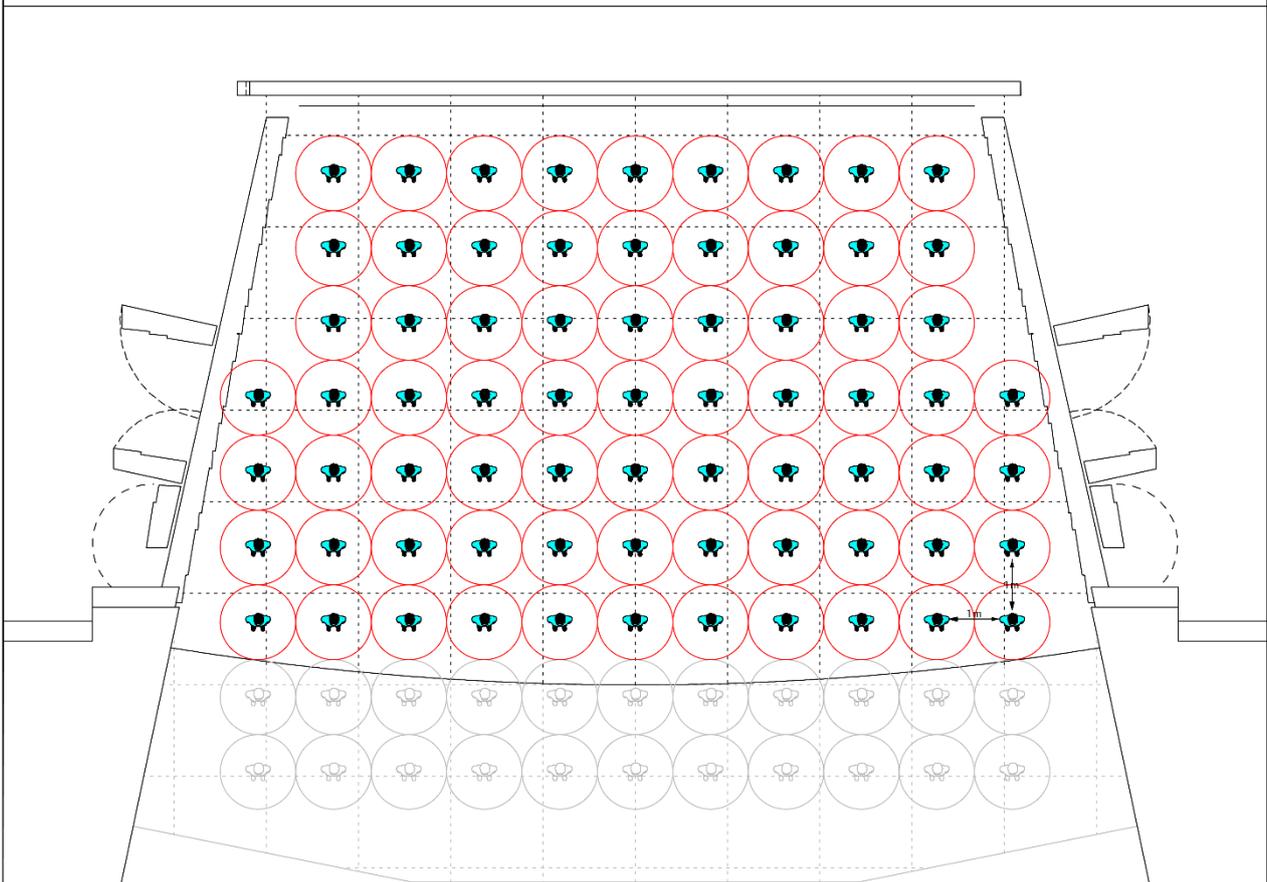


ソーシャルディスタンス（最低1m）を確保した最大人数の例
（※目安としてお使いください）

袖幕10間の場合 横：11名 縦7名 最大：77名



反響板の場合 横最大：11名 縦最大：7名 最大：71名
（オーケストラピットを舞台面で設置した場合 +22名）



ポポロ収容人数目安一覧

①人数上限

上限5000人、または収容人数50%以内

②収容率要件

A: 大声での歓声・声援などが想定されない場合(クラシック等)

B: 大声での歓声・声援などが想定される場合(ポップス等)

※固定席を作る場合の定員となります。

場所	通常時定員	県ガイドライン		備考
		A	B	
		100%	50%	
ホール客席	1200	1200	600	主催者スタッフ・出演者を除く
舞台上	-	70		出演者のみ
親子室	14	9		
楽屋小①	4	4		
楽屋小②	4	4		
楽屋中①	16	16		
楽屋中②	16	16		
楽屋大	24	20		
ホワイエ	150	150	75	主催者スタッフ・出演者を含む
リハーサル室	150	120	60	主催者スタッフ・出演者を含む
練習室①	20	20		
練習室②	20	20		
会議室	24	16		

広島県におけるイベントの開催条件について

令和3年10月15日適用
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。その場合の、参加人数等については、以下のとおりとする。

1 参加人数

次の（1）人数上限及び（2）収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

（1）人数上限

① 収容定員が設定されている場合

・ 5,000人

・ 収容定員の50%（令和3年10月30日までは、最大10,000人）による人数のいずれか多い方を上限とする。

② 収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」①、②における「収容定員が設定されていない場合」の例による。

（2）収容率要件

① 大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容率の上限を100%とする。具体例は次のとおりである。

a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・ 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする。

・ 収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベントなど
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

② 大声での歓声，声援などが想定される場合

収容率は，次の具体例のとおりとする。

a 参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では，座席を一席は空けることとしつつ，同一グループ（5人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合，参加人数は，収容定員の50%を超えることもありうる。

b 参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・ 収容定員が設定されている場合は，収容定員の50%までの参加人数とする。
- ・ 収容定員が設定されていない場合は，十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。

なお，参加者が自由に移動でき，かつ，入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は，後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声，声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート，ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー，野球，大相撲など
公営競技	競馬，競輪，競艇，オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

2 感染防止対策

(1) 消毒の徹底等

出入口，トイレなどでの手指消毒，施設内のこまめな消毒，手洗いの奨励など

(2) マスク常時着用の担保

マスク着用状況を確認し，マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

(3) 飲食の制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限，休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

(4) 有症状者の出演，入場などを確実に防止

検温を実施し，発熱などの症状がある場合は，イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは，出演・練習を控えるなど

(5) 参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握，接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用，QRコードを入口に掲示すること等具体的な促進措置の導入など

(6) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合，個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは，鳴り物の使用を禁止し，個別に注意・対応できるようにするなど

(7) 3密の回避

こまめな換気，入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場，人員の配置，導線の確保など），休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底，入場口・トイレ・

売店などでの密集が回避できない場合は、その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

(8) 演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）など

(9) 交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避

イベント前後の公共交通機関、飲食店などでの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など

(10) ガイドラインを遵守する旨の公表

業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表するなど

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、1(2)収容率要件の①「大声での歓声、声援などが想定されない場合」には該当しないものとして取り扱うが、必要な感染防止対策に加え、以下の条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援などが想定されない場合」として取り扱う。

(1) 食事時以外のマスク着用厳守

入場時の確認、必要に応じたマスクの配布・販売、イベント前の周知、イベント中の適切な監視体制の構築など

(2) 会話が想定される場合の飲食禁止

発声が想定される場面、会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など

(3) 十分な換気

二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること、機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど（野外的場合は確認を要しない）

(4) 連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

(5) 食事時間の短縮

食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど

4 祭りなどの行事の開催について

祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

具体的には、次の条件を満たす場合「十分な人と人との間隔を設ける」ことができるものとみなす。

(1) 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等

を用いた適切な対人距離の確保など

(2) 密集の回避

定点カメラ等による混雑状況のモニタリングと発信を行う、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場の実施など

(3) 飲食制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

(4) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにするなど

(5) イベント前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起、予約システム等の活用による分散利用の促進など

(6) 連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

5 事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

その際、1(2)②の収容率を超えて実施する場合は、実績疎明資料を合わせて提出すること。

6 実施結果資料の提出

事前相談と合わせて、実績疎明資料を提出したイベントについては、イベント実施後に、実施結果報告書を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

その他のイベントについては、感染者の参加や、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合は、結果報告資料を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

7 主催者による感染防止の取組等の公表

イベント参加者が1,000人以下など事前相談の対象とならないイベントにおいて、1(2)②の収容率を超えて実施する場合は、感染防止策チェックリスト、実績疎明資料、結果報告資料をHP等で公表すること。

【令和3年10月15日から】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための イベント・行事開催の判断チェックシート

●地域でイベント・行事を開催する時の判断に活用してください。

【参加人数】 人数上限と収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする

人数上限	収容率要件	
→ 5,000人 ・収容定員50% (10月30日までは最大1万人) による人数のいずれか多い方を 上限とする。	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 大声での歓声・声援などが 想定されない場合 </div> 例：演劇・音楽鑑賞，講演会・式典，展示会	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 大声での歓声・声援などが 想定される場合 </div> 例：ロックコンサート，スポーツイベント，ライブ
	満席(席がない場合は最低限，人と人が接触しない程度の間隔を空ける)	半分以内(席がない場合は十分な人と人との間隔1m空ける・同一グループ(5人以内に限る)内は座席間を空けなくてよい)

【開催条件】

チェック欄

消毒の徹底等	出入口，トイレなどでの手指消毒，施設内のこまめな消毒，手洗い奨励など	<input type="checkbox"/>
マスク着用の担保	マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など	<input type="checkbox"/>
飲食の制限	感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限，飲食中の会話の制限，食事以外はマスクの着用の厳守，換気，食事時間短縮など	<input type="checkbox"/>
有症状者の入場などを確実に防止	検温の実施，発熱・症状がある場合は，イベント参加を控えてもらい，入場を断った際の料金払い戻し措置の規定，有症状の出演者などは，出演・練習を控えるなど	<input type="checkbox"/>
参加者の把握	事前予約又は入場時の参加者連絡先の把握，接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用，QRコードを入口に掲示するなど	<input type="checkbox"/>
大声を出さないこと	大声を出す人がいないように，事前に周知する。スポーツイベントなどでは，鳴り物の使用を禁止するなど	<input type="checkbox"/>
3密の回避	こまめな換気，入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避(時間差入退場，人員の配置，導線の確保など)，休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底 入場口・トイレ・売店等で密集回避できる人数制限など	<input type="checkbox"/>
演者と観客間の接触・飛沫感染の防止	演者，選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じる。演者が歌唱などを行う場合には，舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)など	<input type="checkbox"/>
交通機関，イベント後の打ち上げなどでの3密の回避	イベント前後の公共交通機関，飲食店などでの密集を回避するため，交通機関，飲食店などの分散利用について注意喚起など	<input type="checkbox"/>

【祭りなどの行事の開催について】

祭り，花火大会，野外フェスティバルなどについては，全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては，中止を含めて慎重に検討・判断する。イベントを開催する場合は，十分な人と人との間隔(1m)を設け，間隔の維持が困難な場合は，開催について慎重に判断する。

【事前相談】 全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には，そのイベントの開催要件等について県(健康福祉総務課)に事前相談すること。

その他のイベントについても，感染者の参加や，大声・歓声等の発生，感染防止策不徹底等の事情が発生した場合は，報告資料を県及び国へ提出すること。収容率を超えて実施する場合は，資料等をHP等で公表すること。